

いじめ防止に対する基本方針

立川市立幸小学校

いじめ防止に関する基本方針

いじめはすべての子供に関する問題であり、どの学校でも起こるという認識のもとで学校は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを発見した際には学校が一丸となり、速やかに解決するよう努力する。

また、学校は保護者や子供にかかわる地域の方々と連携をし、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月法律第 71 号）、いじめの防止のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定）東京都いじめ防止対策推進条例、立川市いじめ防止基本方針（市条例第 9 条第 2 項）等に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応および重大な事態への対処のため、以下の基本方針を定める。

いじめ防止に関する主な取り組み

(1) 未然防止

- ・ いじめは教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを十分に認識すると共に教師自身が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりしないようにする。
- ・ いじめ防止のための教員研修会を年 2 回実施する。また、いじめに関する授業を全学級で年 2 回以上実施する。
- ・ 管理職、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、SC、養護教諭、関係教諭等で校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、緊急時に組織する。
- ・ いじめに関する対応方針や対応策について教職員で共通理解をし、検討したり分担したりする。
- ・ 道徳の時間、特別活動を要として人権教育指導計画を作成し、実践をしながら人権教育の推進をしていく。
- ・ 児童の自己実現を図るために日々の授業の充実を図る。
- ・ 開かれた学校づくりの推進を基本に積極的に学校公開を行い、PTA や地域と連携を図る。

(2) 早期発見

- ・ 児童の様々な活動の中で児童が出すサインを敏感に受け止める。また、日頃から教職員と児童の間に温かい人間関係をつくり、いじめが訴えやすい環境にする。
- ・ ふれあい（いじめ防止強化）月間の中で児童全員に「いじめに関するアンケート」「いじめ相談レター」の取り組みを実施する。また、児童には「いじめは絶対許されない」ことを自覚させていく。
- ・ スクールカウンセラー（SC）による児童（5 年生対象）全員面接を実施する。相談窓口の周知をし、相談体制の充実を図る。

- ・学級担任と児童で適宜、1，2学期末に二者面談を実施し、児童の情報を共有する。

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した際には迅速かつ的確な対応に心がける。
- ・いじめを知らせに来た児童の完全を確保をし、事実確認を行う。いじめを受けた話を児童に親身になって聞くと共に、安心して学校生活を送れるよう速やかに学校の環境を整える。
- ・保護者には、正確にいじめの事実を伝えるとともに保護者と連携し、保護者への支援助言も行う。
- ・いじめのケースから必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を設置する。教職員のみならず、SC等心理の専門家を活用し、専門家から必要な指導、助言を参考に対策を講じる。
- ・いじめが解消しても継続的な観察を行い、児童理解に努め、いじめの再発防止に心がける。

(4) 重大事態への対処

- ・重大事故が発生した場合には「いじめ防止対策委員会」を設置し、迅速にいじめに至った経過と事実を明確にする。
- ・学校と教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を行い、事実関係を明確にするために調査を行う。
- ・いじめを受けた児童および保護者には重大事態にかかわる必要な情報を適切に提供する。また、対応方針（指導方法）や指導について公表し、保護者や関係者に理解を得られるよう努める。
- ・いじめ問題解決のために地域関係者、関係諸機関（子供家庭支援センター、児童相談所、警察等）と連携し、いじめ解決に向けて対応を図る。

(5) その他

- ・日頃より児童が出す様々なサインを見逃さない。（チェック表を活用する）

サイン	チェックの視点
① 服装	汚れている、破れている。傷がついている
② 行動	孤立している。泣いている。保健室によく来る。登校をしぶる。 急に学習意欲がなくなる。遊びの輪に入れない。自傷行為が見られる。 使い走りさせられる。忘れ物が多くなる。
③ 持ち物	物がなくなる。壊される。落書きされる。掲示物や作品にいたずらされる。
④ 身体	体に傷がある。顔色が悪い。登校時に体の変調を訴える。
⑤ 状況	数人から囲まれる。周りの人に無視される。集中攻撃を受ける。 からかわれる。発言すると嘲笑される。特定の子だけ机を離される。

